

再処理事業所構内の協力会社事務所における発煙について

1. 事象の概要

9月4日（火）10時12分、再処理事業所構内の協力会社事務所（プレハブ2階建）2階天井からの発煙を協力会社社員が確認したことから、直ちに六ヶ所消防署へ通報するとともに、消火器により消火活動を行った。

10時50分、六ヶ所消防署にて鎮火を確認した。

なお、本事象による作業員等の負傷はなく、また、発煙場所が放射線管理区域から離れており（至近の放射線管理区域から約500m離れている）、放射線被ばく及び周辺環境への放射能の影響もなかった。

2. 主な時系列

- 10時11分 協力会社事務所2階の自動火災報知設備作動
- 10時12分 協力会社社員が協力会社事務所2階天井からの発煙を確認
- 10時14分 協力会社社員が六ヶ所消防署（119番）へ通報
- 10時14分 協力会社社員が消火器にて初期消火を実施
- 10時16分 協力会社社員が当社防災管理部（防災専用電話）へ連絡
- 10時20分 当社防災管理部から当社消火専門隊へ連絡
- 10時24分 当社消火専門隊出動
- 10時25分 当社連絡責任者が当社防災管理部からの連絡により発煙を確認
- 10時30分 当社消火専門隊及び六ヶ所消防署現場到着
- 10時45分 第1報発信（トラブル等対応要領：A②③）に該当
- 10時50分 六ヶ所消防署が鎮火確認

3. 発生状況

- (1) 調査の結果、協力会社事務所2階サーバー室の天井裏にある壁貫通孔を中心として壁、配管及び電線が焦げていることを確認した（壁の煤が付着・こげていた範囲約0.7m²）。
- (2) 壁貫通孔はサーバー室に隣接している部屋に設置されているエアコン室内機と室外機を接続するためのものであり、冷媒配管（銅管）4本、排水配管（保温つき塩ビ管）1本及び電線2本が敷設されており、このうち1本の電線の焼損状況がもっとも激しいことを確認した。
- (3) 当該エアコンに電気を供給している分電盤のしゃ断器はトリップしていた。
- (4) 当該協力会社事務所はプレハブ構造であり、サーバー室は常時施錠されている。

4. 推定原因

損傷した電線と現場状況を確認した結果、次の要因が推定される。

- (1) エアコン室内機と室外機を結ぶ電線が冷媒配管（φ17およびφ7）と壁貫通孔に挟まれた状態で、さらに冷媒配管等の荷重が電線にかかっていた。
- (2) 壁貫通孔の穴加工において外側板金の切欠部の面取が不十分であり鋭利な状態となっていた。
- (3) この結果、電線が長期間圧迫されたことにより、電線被覆に板金が食い込み電線の絶縁が低下したことにより、漏電・短絡により発煙に至ったものと推定される。

5. 再発防止対策

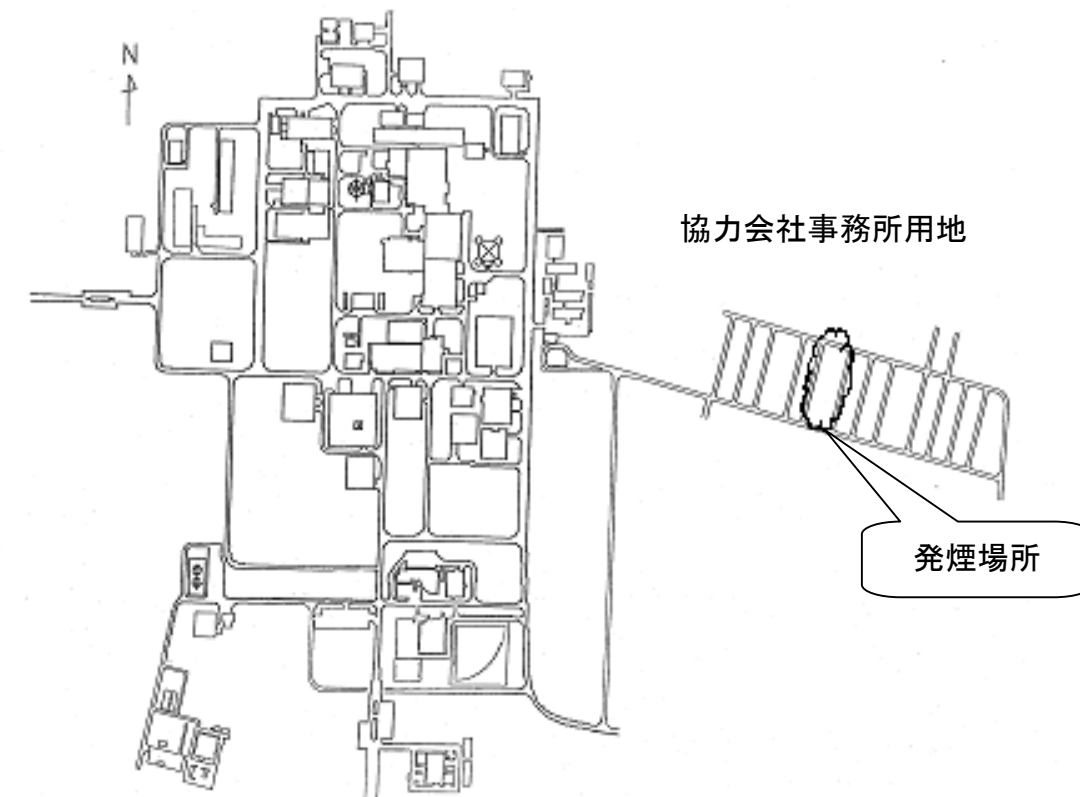
- (1) 損傷した電線、配管、エアコンは撤去し、壁貫通孔にスリーブを用いて、新しいエアコンに取り替える。
- (2) 当該協力会社事務所については、他の電線貫通孔を点検し、電線に過荷重がないこと、電線貫通孔の面取りが十分であることを確認した。

6. 水平展開

当社内部ならびに敷地内に事務所を所有管理している他の協力会社に対して本事象を周知するとともに、当社敷地内にある事務所、倉庫等の電線貫通孔について調査を行い、必要に応じ是正処置を実施する。

なお、再処理工場各建屋は、設計管理基準に基づきケーブルトレイ、電線管を用いて施工し電線を保護しており、今回のような施工方法を採用しておらず、同様の事象は考えられない。

7. 発生場所



以上